

国土地理院がめざす 地理空間情報社会

国土交通省国土地理院長
小牧和雄氏インタビュー

昨年、地理空間情報活用推進基本法（以下、基本法）が制定され、またそれを支えるように測量法の改正や公共測量作業規程準則の改正が行われた。さらに、この4月には地理空間情報活用推進基本計画（以下、基本計画）が閣議決定され、国による基盤地図情報のインターネット提供が開始されている。地理空間情報の新たなレベルでの活用に向けた取り組みはいかに進められようとしているのか。国土交通省国土地理院の小牧和雄院長にお話を伺った。

今年は“地理空間情報社会元年”

——院長は、もともと測地分野の専門家だとお聞きしています。

小牧 たしかに国土地理院の中で測地系の仕事を中心にやってきました。部局としては、測地部や地殻調査部に長くいました。したがって、GISなどに関わったのはあまり古くないんです。

——最近の測量法の2度の改正には、いずれも関わっておられるんですね。

小牧 そうです。2002年の世界測地系の導入には、測地部長として指揮しました。そし



て、今回は、準備期間を含めると、企画部長、参事官そして院長として測量成果のデジタル化への対応を図った制度改正に関わったことになります。

——やはりそのあたりは、これまでに関わられた仕事の中でも印象深いものだったのではないですか。

小牧 印象深かったことと言えば、私は災害に縁があって、地殻調査部の調査課長だった1995年に阪神・淡路大震災を、地理地殻活動研究センター長時代の2000年に有珠山噴火を経験しています。とりわけ阪神・淡路大震災は、一番大きな出来事でした。これを機に省庁の枠を超えて国をあげたGISの取り組みが始まるなど、日本のGISのスタートにとって非常に重要な出来事になりましたが、それだけでなく、地殻の変動を捉えるのに有効だということでGPS連続観測点の整備も一気に進みました。その意味では、阪神・淡路大震

災は、GISやGPSの利活用の契機となり、今回の基本法の制定にも大きな影響を与えたことになると思います。

——昨年、基本法が成立し、それに基づいて基盤地図情報の整備・提供が始まったことは、阪神・淡路大震災以来の測量・GIS業界の大きな転機かもしれませんね。

小牧 その通りだと思います。いろいろな意味で機が熟して、大きな動きにつながったという印象です。つまり、地理空間情報の活用に対する社会的な要請が増してくるとともに、GISやGPSの利活用が発展し、それらをつなぐ世界測地系も導入されたことで仕組みが整ってきた。こうした流れの上に立って基本法ができ、本格的なスタートを切ったところですよ。今年は、GISやGPS等の衛星測位システムが単なる技術としてではなくて、社会の一つのインフラ、生活にとって身近な情報基盤として定着し始めた、その最初の年であると言えます。

その意味で、基本法が成立した昨年ではなく、基本計画が定まり、基盤地図情報の整備・提供が始まった今年こそ“地理空間情報社会元年”だと私は思っています。

基盤地図情報整備は電子自治体構築の取り組みでもある

——なるほど。地理空間情報の活用に対する社会的な状況が熟してきたということですが、具体的にはどのような分野での活用が求められているとお考えですか。

小牧 社会的なニーズは広い範囲に渡っていると思いますが、大きく言えば、4つくらいにまとめられるでしょう。

まず、国土の整備、利用、保全。特に、正

確な位置の基準を維持するとともに、国土の動きを常時モニターするGPS観測網やGISの役割は今や防災上も欠かせないものになっています。

2つめは、行政の効率化・高度化ですね。基盤地図情報を共有していれば、地図作成に関わる重複投資がなくなって費用削減になるとともに、インターネットを通じて地図を使った申請なども簡便に行えるようになります。

3つめは、国民生活の安全・安心と利便性向上です。公共施設の所在地などの行政情報をワン・ストップで入手できたり、犯罪発生状況など地域の安全・安心に関わる情報を共有する場合にも、それらを地図上にプロットして示すのが有効です。

4つめは、地理空間情報を利用した様々なサービスの創出です。すでにナビゲーションや交通案内などのサービスが始まっていますが、今後、マーケティングや観光、流通、農業など幅広い分野で新しいサービスが生まれてくると思います。

——そうした社会的ニーズの盛り上がりに応じていくために、地理空間情報の中核となる基盤地図情報の整備が始まったわけですが、この全国的な取り組みを進めていく上でポイントとなるのはどのような点でしょうか。

小牧 平成23年度までに全国の基盤地図情報整備を概成することを目標にしているわけですが、大切なことはデータを作ること自体よりも、公共測量に係る制度を基として、基盤地図情報が自動的に更新される仕組みを構築することです。地方公共団体等が道路管理図や都市計画図を作る際に、あらかじめ仕様に沿ったデジタルデータとして整備してもらい、それを基盤地図情報に反映して更新して



いく、そういう流れをきちっと構築することが重要なのです。測量法は、公的な測量成果を社会で共有しようという理念を持っていますが、成果のデジタル化によって、本格的に実現ができるようになってきたと考えます。

——地方公共団体との協力体制をしっかりと組むことが大事ですね。

小牧 ええ。まずは各地方公共団体に基盤地図情報に関する国との連絡窓口を設けてもらおうと考えています。その上で、ブロック単位で協議会を作るなど、意思疎通を密にしていきたい。

そもそもこの取り組みは、地方公共団体における電子自治体の構築と密接にリンクするものだと思います。部局毎にバラバラに地図や測量成果を持っているのを共通のデジタルデータに統合しようというのが統合型GISですが、さらにその基図を隣接する市町村などともシームレスに接合して、国の機関や民間とも共用できるものにしよう、というのが基

盤地図情報です。

こうした方向性は総務省の取り組みとも共有できるものであり、財政状況が厳しい地方公共団体においても、行政の効率化の観点から前向きに取り組んでもらえると考えています。

恒常的に地理空間情報が整備・提供されていく社会的な仕組みを

——基盤地図情報の整備の具体的なプロセスにおいては、地方公共団体から提供される地図データを全国統一仕様で編集・加工する作業が必要になりますが、それを国土地理院だけで行えるのか心配する声もあります。

小牧 そうした作業はすでに始めていますが、国土地理院は数値地図2500等を整備した経験もあり、心配はしていません。むしろ、全国シームレスでみんなが使うデータだという意味では、データ編集や全体的調整は一つの主体が行う方が良いと考えています。民間で整備されたデータを利活用して編集を行うということもあるでしょう。基本的な考え方は、それぞれで整備したデジタル地図データを提供してもらい、それを国土地理院がまとめて、最新のものを誰でも利用できる形で提供するということです。

——さらに、地理空間情報の利用に関わるルール整備なども、今後課題になってきますね。

小牧 安全保障上の問題、個人情報の問題、知的財産権の問題など、様々な問題を検討してガイドラインを作っていかなければなりません。

こうした社会的なルール作りもとても重要です。私たちは、地理空間情報が高度に活用

される社会について「地理空間情報社会」あるいは「地理空間情報高度活用社会」という名前と呼んでいます。このことは言い換えれば、地理空間情報の活用推進は新しい社会を創る一種の国民運動だということです。社会を創るということは、単に地理空間情報を整備するということではなく、きちっとしたルールに従って恒常的に情報が整備・提供され、活用されていく、そういう仕組みを作ることにこそ本質があるのだと思います。

地理空間情報活用を牽引する新しい測量業界へ

——社会創りという意味では、もう一つ、人材育成の問題が重要ですね。基本計画では、育成すべき人材として「地理空間情報を整備・活用する技術を持つ人材」、「空間的な思考を行える人材」、「地理空間情報の活用を企画できる人材」などを挙げています。こうした課題に対しては、測量業界としても積極的に貢献したいと思っています。

小牧 ぜひお願いしたいですね。多種多様なニーズに対応して地理空間情報の社会的な活用を進めるには、測量や地図に関する高度なリテラシーを持っている人材がこれを牽引し

ていく必要があります。そうした人材の育成は、やはり測量業界でも主体的に取り組むべき課題だと思っています。

——ところで、地理空間情報の整備・共有・利活用が社会的に進む中で、今後測量業のあり方も変わってくると思います。院長が期待されるこれからの測量業について、一言お願いします。

小牧 測量業というと、これまでは社会資本整備を支える“縁の下の力持ち”的な役割が強調されてきたように思いますが、これからはさらに地理空間情報を活用したサービスも測量会社の仕事になっていくのではないのでしょうか。つまり、いかに良質なデータを提供するかをあくまで根幹としながらも、さらにそのデータを利用してどんなことができるかというコンサルタントや、社会のニーズに合った新しいサービスの提供など、業務の幅が広がっていくのだらうと思っています。測量業が受注型から提案型の産業へと脱皮し、地理空間情報社会の創出に大きく貢献されることを望みます。

——ありがとうございました。

小牧 和雄（こまきかずお）略歴



昭和51年 4月	建設省国土地理院 採用
58年 4月	〃 測地部測地二課課長補佐
60年 4月	科学技術庁研究調整局生活科学技術課長補佐
62年 4月	国土庁土地局国土調査課長補佐
平成2年 4月	建設省国土地理院地殻調査部地殻変動解析室長
3年 4月	〃 〃 観測課長
4年 4月	〃 企画部測量指導課長
6年 4月	〃 地殻調査部調査課長
8年 4月	〃 企画部企画調整課長
11年 4月	〃 地理地殻活動研究センター長
12年 7月	〃 測地部長（平成13年1月より国土交通省）
17年 1月	国土交通省国土地理院企画部長
18年10月	〃 参事官
19年11月	現職に就任